

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和7年4月17日（木） 午後6時00分～午後6時40分
2. 場 所 枚方市役所 塔屋会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下4名
市 側：総務部長、総務部次長、職員課長、書記（職員課 課長代理）
4. 課 題 「組合事務所の使用等に関する要求書兼団体交渉申入書」に基づく交渉

<交渉内容要旨>

1. 組合事務所使用について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会館の使用に関する基準に、職員の勤務条件等と密接に関連付けられるかどうかとあるが、密接の度合いについては人により解釈がわかる。労働者の勤務条件や経済的地位の向上などは、政治的な活動と無関係ではなく、我々の活動は政治に関連していると思うが、どのように認識しているのか。 ・ 法案等に関するニュースについては、政府の姿勢に係ることなど、職員の生活や職務に密接に関わるものであることを考慮し、掲載している。労働組合としては、職員も政治的なことに関心を持つことが重要であると考えているが、活動が制限されていると感じている。行政は活動を保障すべきであり、互いに協議し、確認していく姿勢が大切であると考えているが、どのような認識か。 ・ 現在の使用に関する基準は、判断基準が不明確と感じており、見直しが必要ではないか。 ・ 今後においても、基準の見直しや組合事務所の代替スペースに係ることなど、協議が必要であると考えているが、どのような認識か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可条件・基準は、過去の経過と職員会館の設置趣旨等を踏まえて定めたものであり、裁判の判決内容からも、管理権限の濫用にはあたらないものと考えている。労働組合の活動は自由であると認識しているものの、市の施設である職員会館においては、条件の範囲内での活動をお願いしているものである。 ・ 行政財産を組合事務所として貸与するにあたって条件を付しているものであり、裁判においても一定の正当性が認められている。我々としては組合活動を制限し、また、政治に係る活動全てを禁じているものではないが、疑義の生じるものがあれば、今後も協議を行っていく。 ・ 使用に関する基準は、行政財産の適正管理のために定めているものであり、恣意的な運用を行う意図はないため、現時点においてその必要性はないと考えている。 ・ 必要に応じ、引き続き協議を行っていく。

2. 組合事務所の代替措置について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会館目的外利用許可書に、本物件の利用可能期間については、枚方市駅周辺再整備事業に伴い、本物件の解体が実施される年度の前年度中が限度となると記載されているが、解体の時期等はどうなっているのか。 ・ これまで、組合事務所は50年以上供与を受けてきたものであり、組合事務所が職場の近くにあることは、職員にとっても相談しやすいなど、重要なことであると考え。その代替措置として、庁舎内等での組合事務所の確保を当局の責任で求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会館のライフラインは旧市民会館大ホールと共通であるため、同時期の解体となることが想定されるが、その時期等については、現時点において未確定である。 ・ 職員会館の解体後や新庁舎内において、組合事務所を提供する法的義務はないと考えているが、使っていない行政財産があるかどうかなど、そのときどきで調査、検討を行うことになると考えている。